

# 社会や地域の課題解決に取り組む事業へ 助成金を交付します



令和8年度に実施する事業を募集します



社会や地域の課題の分析・調査等の取り組みや、複数団体が連携・協働して行う課題解決の取り組みに対して、以下の助成メニューにより支援します。

|                                                                                         |                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <b>課題調査検証助成</b><br><small>(地域の現状分析や課題整理を行う事業)</small>                                   | 助成上限 <b>50 万円</b>  |
| <b>協働実践助成</b><br><small>(複数の団体が連携・協働して行う事業)</small>                                     | 助成上限 <b>150 万円</b> |
| <b>ソーシャルビジネス的手法による<br/>地域づくり促進助成</b><br><small>(事業者と地域団体が協働し、自立的に継続できる仕組みを作る事業)</small> | 助成上限 <b>300 万円</b> |

|               |                                                                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>事前相談期間</b> | <b>令和7年9月1日(月)～10月17日(金)の設定日</b><br>事業の申請には「事前相談」が必要です。希望日の4日前(土日祝を除く)までにお申し込みください。 ※詳細は4ページをご確認ください。 |
| <b>申請締切</b>   | <b>令和7年10月24日(金) 午後5時</b><br>「事前相談」後、所定の申請書等を市民協働推進課までご提出ください。(メール・郵送・持参) ※詳細は5ページをご確認ください。           |
| <b>事業期間</b>   | <b>令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)</b>                                                                       |

相談予約票・申請様式の  
ダウンロードはこちら！



仙台市ホームページ

仙台市協働ナビ

「できるよ！仙台」はこちら！



複数団体の連携・協働による  
取り組み事例を紹介しています

<問い合わせ>

仙台市 市民局 市民協働推進課

仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎（アーバンネット勾当台ビル）2階

TEL：022-214-8002 / FAX：022-211-5986 / E-mail：[sim004100@city.sendai.jp](mailto:sim004100@city.sendai.jp)

# 目次

---

|   |                                |    |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 概要（共通事項） .....                 | 2  |
| 2 | 事業申請から事業実施までの流れ（共通事項） .....    | 3  |
| 3 | 事業の申請方法（共通事項） .....            | 4  |
| 4 | 課題調査検証助成 .....                 | 6  |
| 5 | 協働実践助成 .....                   | 9  |
| 6 | ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成 ..... | 12 |
| 7 | Q&A .....                      | 16 |

▼事前相談の相談予約票及び各種申請様式は、市ホームページからダウンロードできます。（表紙に二次元コードを記載しています）

（URL）

<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r8ppjoseibosyu.html>

▼仙台市協働ナビ「できるよ！仙台」では、複数団体が連携・協働して行う社会や地域の課題解決の取り組み事例を紹介しています。（表紙に二次元コードを記載しています）

（URL）

<https://www.kyodonavi-sendai.jp>

# 1 概要（共通事項）

## （１）趣旨・目的

人口減少社会の到来などの社会情勢の変化に伴い、地域の抱える課題は複雑さ・多様さを増しています。その中においても、都市の魅力を高め、持続可能な発展を支えるためには、まちづくりに関わる多様な主体それぞれの取り組みに加え、協働によるまちづくりを推進していくことが必要です。

本助成制度では地域の実情に沿ったまちづくりが進められるよう、地域づくりの各段階に応じた複数の助成メニューを設けることで、多様な主体が連携・協力しながら継続的に課題解決に取り組むまちの実現を目指します。

## （２）助成の種類

以下の３つの助成について、それぞれ対象となる事業を募集します。

| 助成の名称                                                | 概要                                                                                            | 助成額          | 事業期間                               |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------|
| ①課題調査検証助成<br>※詳細は 6～8 ページをご確認ください。                   | より効果的で実現性の高い、社会や地域の課題解決の取り組みを創出するため、課題解決の取り組みを始める前の段階の、現状分析や課題整理を行う取り組みへ支援を行います。              | 上限<br>50 万円  | 1 年度                               |
| ②協働実践助成<br>※詳細は 9～11 ページをご確認ください。                    | 協働のノウハウの定着と持続的な協働のネットワークづくりを図るため、複数の団体が連携・協働して行う社会や地域の課題解決を図る取り組みへ支援を行います。                    | 上限<br>150 万円 | 1 年度<br>※新規の場合は、翌年度に限り継続が可能。（審査あり） |
| ③ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成<br>※詳細は 12～15 ページをご確認ください。 | 地域課題解決の取り組みを将来も自立的に継続できる仕組みづくりを促すため、事業者と地域団体が協働し、ソーシャルビジネスなどの民間事業の手法やノウハウを活用して行う取り組みへ支援を行います。 | 上限<br>300 万円 | 1 年度<br>※新規の場合は、翌年度に限り継続が可能。（審査あり） |

### <留意事項>

- 1 団体につき 1 事業の申請に限ります。
- 複数の助成の種類を併願することはできません。また、本市が実施する他の助成制度等との併用はできません。
- 「①課題調査検証助成」の事業期間は、1 年度に限ります。  
ただし、「①課題調査検証助成」終了後に、翌年度「②協働実践助成」または「③ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」への申請が可能です。この場合についても改めて申請をしていただき、審査を受ける必要があります。
- 「②協働実践助成」及び「③ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」は、新規の場合は、翌年度に限り同一の助成の種類で継続が可能です。この場合についても改めて申請をしていただき、審査を受ける必要があります。※助成の種類の変更はできません。

## 2 事業申請から事業実施までの流れ（共通事項）

※日程については変更になる可能性があります。

事前相談（要予約）  
9月1日（月）～10月17日  
（金）の設定日

○相談予約票に必要事項を記載のうえ、市民協働推進課へお申し込みください。

※申請には「事前相談」が必要です。

事業申請書等の提出締め切り  
10月24日（金）

○「事前相談」後、所定の申請書等を市民協働推進課までご提出ください。（メール・郵送・持参）

一次審査（書類）  
11月中旬頃

○提出された申請書類の内容について、本事業検討会による審査を行います。検討会委員のみで行うため、申請者の参加は不要です。審査結果は11月下旬頃通知します。

※審査基準等詳細は、各助成ページをご確認ください。

最終審査（公開プレゼンテーション）  
令和8年1月上旬～1月下旬  
※日時は後日通知します。

○一次審査通過団体について、プレゼンテーションと事業申請書等の内容を踏まえて、本事業検討会による審査を行います。

※複数団体で申請の場合は、すべての申請団体の方が出席してください。

助成候補事業の決定  
令和8年2月頃

○検討会の意見を踏まえ、市が助成候補事業を決定します（正式な助成事業決定は、令和8年4月1日に令和8年度予算が発効した際に行うものとします）。

助成事業の決定、助成金の交付  
令和8年4月

○令和8年度予算発効後に、助成金交付申請書等を提出いただきます。申請に基づき、市が助成金の交付決定を通知し、助成金を概算払で交付いたします。

中間報告会（予定）  
令和8年10月頃

○事業の実施状況について報告いただきますので、必ず出席してください。 ※複数団体で実施の場合は、すべての実施団体の方が出席してください。

実績報告書の提出  
令和9年3月末日（または事業終了後7日以内いずれか早い日）

○実績報告書や領収書の写し等を提出いただきます。報告をもとに市が助成対象となる経費を確認し、助成金額を確定します。

事業実施報告会（予定）  
令和9年10月頃

○事業の成果等について報告いただきますので、必ず出席してください。 ※複数団体で実施の場合は、すべての実施団体の方が出席してください。

### 3 事業の申請方法（共通事項）

#### （1）事前相談 ※申請には「事前相談」が必要です。

市民活動サポートセンターと市民協働推進課（必要に応じて関連部署等）の職員が、事業申請に関する相談を受け付けます。事業申請の前に、必ず行ってください。

|  | 9月 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | </ |
|--|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
|--|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

|                 | 10月 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----------------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 区分              | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|                 | 水   | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  |
| 午後(14:00-16:00) |     | ○ | ○ |   |   |   |   |   | ○ |    | ○  |    | ○  |    |    | ○  | ○  |
| 夜間(18:00-20:00) |     |   |   |   |   |   |   |   | ○ |    | ○  |    |    |    | ○  |    | ○  |

① 日 時：下記表の○から希望日時をお選びください。

② 実施方法：対面またはオンラインで行います。

対面の場合は、原則、仙台市市民活動サポートセンター（仙台市青葉区一番町四丁目1番3号）で行います。

※区役所、支所等での実施をご相談させていただく場合があります。

③ 申込方法：「相談予約票」に必要事項を記載のうえ、希望日の4日前（土日祝日を除く）までに、市民協働推進課へメールまたはFAXでお申し込みください。

※「相談予約票」は、市ホームページからダウンロードできます。（表紙に二次元コードを記載しています）

（URL）

<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r8ppjoseibosyu.html>

<事前相談の申し込み先>

仙台市 市民局 市民協働推進課（TEL：022-214-8002）

メール：sim004100@city.sendai.jp

FAX：022-211-5986

## (2) 事業申請書等の提出

「事前相談」後、以下の提出書類を市民協働推進課へご提出ください。

### <提出書類>

① 事業申請書（第1号様式）

課題調査検証助成は第1-1号様式、協働実践助成は第1-2号様式、ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成は第1-3号様式を使用してください。

② 団体概要書（第2号様式）

※複数団体で申請の場合は、すべての申請団体について提出してください。

③ 事業収支予算書（第3号様式）

課題調査検証助成は第3-1号様式、協働実践助成は第3-2号様式、ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成は第3-3号様式を使用してください。

④ 事業申請団体に関する次の書類

※複数団体で申請の場合は、すべての申請団体について提出してください。

ア 市税納付状況確認同意書（第4号様式）又は市税の滞納がないことの証明書

イ 誓約書（第5号様式）

ウ 定款、規約、会則その他これらに類するものの写し

エ 役員名簿及び会員名簿

オ 前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの

カ 前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの

キ 団体の活動内容がわかるもの

ク 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書の写し（当該申告の義務を有する団体のみ）

<提出締切> **令和7年10月24日（金）午後5時**

<提出方法> **メール・郵送・持参**

※メール・郵送の場合は、受領確認メールをお送りいたします。締切日までに受領確認メールが届かない場合、または締切日にメール送信・郵送（当日消印有効）の場合は、必ず電話連絡をしてください。

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）受け付けます。

### <事業申請書等の提出先>

仙台市 市民局 市民協働推進課（TEL：022-214-8002）

メール：[sim004100@city.sendai.jp](mailto:sim004100@city.sendai.jp)

郵送・持参：〒980-0802 仙台市青葉区二日町1-23

二日町第四仮庁舎2階（アーバンネット勾当台ビル）

仙台市 市民局 市民協働推進課 宛

## 4 課題調査検証助成

### (1) 募集する事業

募集する事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- ① 主たる活動が市内で行われるものであること
- ② 社会や地域の課題解決に資する具体的な実践的事業を実施することを前提とした、  
**社会や地域の課題の現状分析・調査・検証、課題への具体的な対応手法の検討等を行うもの**  
であること
- ③ 事業計画及び予算の見積もりが明確であること

#### 令和7年度採択事業

- 医療資源/教育資源/公的資源を活用したきょうだい児のための試行事業【かかりつけお兄さんお姉さん】（一般社団法人 ari）
- 地域の活性化に向けた宮沢根白石線連坊小路高架下エリア利活用方法の検証  
（宮沢根白石線連坊小路エリア高架下活用検討協議会）



☞HPはこちらからも  
ご覧いただけます

※詳細や過去の事例については HP をご覧ください。

[https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/jisshijigyo/ppj\\_josei/gaiyou.html](https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/jisshijigyo/ppj_josei/gaiyou.html)

また、募集する事業についてはテーマや分野を問いませんが、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの

### (2) 事業期間

市が助成事業として決定した日（令和8年4月1日予定）から令和9年3月31日までです。



### (3) 対象団体

NPO、町内会、教育機関、企業などの「団体」であって、次のすべての要件を満たすことが必要です。(1 団体での申請可)

- ① 市内に活動場所を有すること。
- ② 5 名以上で構成される組織であること。
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること。
- ④ 予算管理及び決算報告を適正に行っていること。
- ⑤ 1 年以上継続して活動していること。
- ⑥ 助成事業を遂行できる能力又は実績を有すること。
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に開催していること。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと。（特定非営利活動法人に限る。）
- ⑩ 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、仙台市において市税の滞納がないこと。
- ⑪ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。（当該申告の義務を有する団体に限る。）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

### (4) 事業費の助成

#### ■助成金額

事業の実施に必要な経費のうち、以下の助成対象経費に対し、**50 万円**を上限として市の予算の範囲内において助成します。助成金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

#### ■助成対象経費

| 対象経費費目   | 例                                                                                  | 助成率     |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 人件費      | 事業実施にあたり直接的に要する人件費（積算の根拠となる資料（これまでの実績や独自の単価表など）を添付してください。）                         | 10 分の 9 |
| 報償費      | 外部の講師等に支払う謝礼など（1 人あたりの謝礼の上限金額は原則として 19 ページの表のとおりとします。これを超える場合、その根拠となる資料を添付してください。） |         |
| 旅費       | 外部の講師等に支払う交通費・宿泊費、事業実施に必要な交通費など                                                    |         |
| 消耗品費     | 文房具、コピー用紙など（購入単価が 2 万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の物品は、消耗品費の対象となります。）                         |         |
| 印刷製本費    | パンフレット、冊子等の印刷費など                                                                   |         |
| 通信運搬費    | 切手代や宅配料など                                                                          |         |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機材等のレンタル料など                                                                  |         |
| （その他）    | 上記の他、市長が適当と認める経費                                                                   |         |



## ■対象とならない経費

事業と直接関係のない団体の管理・運営に関する人件費、団体内部の打ち合わせでの飲食費、被服費、その他申請事業に直接関わらない経費は対象となりません。

また、課題調査検証助成においては、購入単価が2万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の物品の購入費は経費の対象となりません。

## （５）決定方法

有識者等による「地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業検討会」の審査を経て、市が助成候補事業を決定します（正式な助成事業決定は、令和8年4月1日に令和8年度予算が発効した際に行うものとします）。

審査にあたっては、提出された申請書類の内容について一次審査を行い、通過団体についてはプレゼンテーションによる最終審査を行います。

## ■事業審査基準

下記の基準で審査を行います。

| 審査項目    | 審査の視点                                                              |
|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 現状把握    | 社会や地域の現状把握と事業目的の設定が明確になされているか                                      |
| 事業内容・効果 | 事業内容は事業目的を達成するために適切なものであるか<br>事業内容は社会や地域の課題解決につながると考えられるものか        |
| 実現性・計画性 | 具体的かつ実現可能な計画であるか<br>経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであるか                     |
| 持続性・発展性 | 助成期間終了後、本助成事業の実施によって得られた結果や知見を反映し、社会や地域の課題解決のための具体的な実践的事業を行う展望があるか |

## ■予定事業数

市の予算の範囲内で決定します。

＜参考＞ 過年度採択実績（課題調査検証助成）

令和7年度：2事業 令和6年度：2事業 令和5年度：2事業

## ■その他

事業の決定にあたっては、条件を付す場合があります。

## 5 協働実践助成

### (1) 募集する事業

募集する事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- ① 主たる活動が市内で行われるもので、社会や地域の課題解決に資するものであること
- ② **2 団体以上が協働により実施することで、具体的な効果や成果が期待できるものであること**
- ③ 団体間の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であること
- ④ 事業計画及び予算の見積もりが明確であること

#### 令和 7 年度採択事業

- 重度障害者等の就労の為のシェアオフィス事業  
(特定非営利活動法人 UBUNTU×一般社団法人 MOTTO)
- 多世代交流型木育モデル事業  
(株式会社杜設計×株式会社コンパス・ファクトリー)
- 「防災アドベンチャー」を用いた地域の防災活動活性化事業  
(災強のすけっと×黒松町内会)
- 仙台市高齢者の持続可能な学び機会創出を目指す教育研究事業  
(学校法人菅原学園×国立大学法人東北大学スマート・エイジング学際重点センター)



HP はこちらからも  
ご覧いただけます

※詳細や過去の事例については HP をご覧ください。

[https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/np0/shimin/jisshijigyo/ppj\\_josei/gaiyou.html](https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/np0/shimin/jisshijigyo/ppj_josei/gaiyou.html)

また、募集する事業についてはテーマや分野を問いませんが、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの

### (2) 事業期間

市が助成事業として決定した日（令和 8 年 4 月 1 日予定）から令和 9 年 3 月 31 日までです。

ただし、市長が必要と認める場合は、翌年度に限り継続が可能です。この場合も、1 年目の申請時と同様に、審査を受ける必要があります。

### (3) 対象団体

NPO、町内会、教育機関、企業などの「団体」であって、次のすべての要件を満たすことが必要です。(2 団体以上での申請が必要です。各団体について次の要件を満たす必要があります。)

- ① 市内に活動場所を有すること。
- ② 5 名以上で構成される組織であること。
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること。
- ④ 予算管理及び決算報告を適正に行っていること。
- ⑤ 1 年以上継続して活動していること。
- ⑥ 助成事業を遂行できる能力又は実績を有すること。
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に開催していること。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと。(特定非営利活動法人に限る。)
- ⑩ 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、仙台市において市税の滞納がないこと。
- ⑪ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。(当該申告の義務を有する団体に限る。)
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

### (4) 事業費の助成

#### ■助成金額

事業の実施に必要な経費のうち、以下の助成対象経費に対し、**150 万円**を上限として市の予算の範囲内において助成します。助成金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

#### ■助成対象経費

| 対象経費費目   | 例                                                                                  | 助成率     |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 人件費      | 事業実施にあたり直接的に要する人件費(積算の根拠となる資料(これまでの実績や独自の単価表など)を添付してください。)                         | 10 分の 9 |
| 報償費      | 外部の講師等に支払う謝礼など(1 人あたりの謝礼の上限金額は原則として 19 ページの表のとおりとします。これを超える場合、その根拠となる資料を添付してください。) |         |
| 旅費       | 外部の講師等に支払う交通費・宿泊費、事業実施に必要な交通費など                                                    |         |
| 消耗品費     | 文房具、コピー用紙など(購入単価が 2 万円(消費税及び地方消費税を含む)未満の物品は、消耗品費の対象となります。)                         |         |
| 印刷製本費    | パンフレット、冊子等の印刷費など                                                                   |         |
| 通信運搬費    | 切手代や宅配料など                                                                          |         |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機材等のレンタル料など                                                                  |         |
| 施設等の整備費※ | 事業実施に必要な施設等の改修費など                                                                  |         |
| 設備備品購入費※ | 購入単価が 2 万円(消費税及び地方消費税を含む)以上の物品の購入費                                                 |         |
| (その他)    | 上記の他、市長が適当と認める経費                                                                   |         |

※「施設等の整備費」及び「設備備品購入費」に係る助成金の額を合算した額は、助成金の総額の 2 分の 1 以内とします。また、経費の支出が当該事業の趣旨に合致するとともに、当該事業の実施のために真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限るものとします。

## ■対象とならない経費

事業と直接関係のない団体の管理・運営に関する人件費、団体内部の打ち合わせでの飲食費、被服費、その他申請事業に直接関わらない経費は対象となりません。

## (5) 決定方法

有識者等による「地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業検討会」の審査を経て、市が助成候補事業を決定します（正式な助成事業決定は、令和8年4月1日に令和8年度予算が発効した際に行うものとします）。

審査にあたっては、提出された申請書類の内容について一次審査を行い、通過団体についてはプレゼンテーションによる最終審査を行います。

## ■事業審査基準

下記の基準で審査を行います。

| 審査項目    | 審査の視点                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 課題把握    | 的確に課題を把握し、社会や地域の課題解決のための事業目的が明確に設定されているか                                  |
| 協働の必要性  | 2団体以上が協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか<br>団体間の役割分担や連携内容が妥当であるか                      |
| 事業効果    | 事業内容は社会や地域の課題解決に十分寄与するものであるか                                              |
| 実現性・計画性 | 具体的かつ実現可能な計画であるか<br>経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであるか                            |
| 持続性・発展性 | 本助成事業をきっかけとして協働のネットワークが広がり、助成期間終了後も社会や地域の課題解決に寄与する取り組みが行われることが期待されるものであるか |

## ■予定事業数

市の予算の範囲内で決定します。

＜参考＞ 過年度採択実績（協働実践助成）

令和7年度事業：4事業 令和6年度：5事業 令和5年度：5事業

## ■その他

事業の決定にあたっては、条件を付す場合があります。

## 6 ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成

### (1) 募集する事業

募集する事業は、事業者と地域団体が協働で実施する事業で、次のすべての要件を満たすものです。

- ① 主たる活動が地域（この助成における「地域」とは、概ね市内の小・中学校区内または地区連合町内会の範囲内とします。）で行われるものであること
- ② 2団体以上が協働により実施することで、具体的な効果や成果が期待できるものであること
- ③ 団体間の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であること
- ④ 事業計画及び予算の見積もりが明確であること
- ⑤ 自立的・継続的な事業展開を前提とした、地域の課題解決を目的とする事業であること

#### 令和7年度採択事業

- ケヤキ剪定枝等を活かした定禅寺通エリアブランディング・プロジェクト  
(一般社団法人定禅寺通エリアマネジメント×アサヒユウアス株式会社)



HPはこちらからも  
ご覧いただけます

※詳細や過去の事例についてはHPをご覧ください。

[https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/jisshijigyo/ppj\\_josei/gaiyou.html](https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/jisshijigyo/ppj_josei/gaiyou.html)

また、募集する事業についてはテーマや分野を問いませんが、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの

## （２）事業期間

市が助成事業として決定した日（令和８年４月１日予定）から令和９年３月３１日までです。

ただし、市長が必要と認める場合は、翌年度に限り継続が可能です。この場合も、１年目の申請時と同様に、審査を受ける必要があります。

## （３）対象団体

NPO、町内会、教育機関、企業などの「団体」であって、次のすべての要件を満たすことが必要です。（事業者※１と地域団体※２による２団体以上での申請が必要です。各団体について次の要件を満たす必要があります。）

- ① 市内に活動場所を有すること。
- ② ５名以上で構成される組織であること。
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること。
- ④ 予算管理及び決算報告を適正に行っていること。
- ⑤ １年以上継続して活動していること。
- ⑥ 助成事業を遂行できる能力又は実績を有すること。
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に開催していること。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと。（特定非営利活動法人に限る。）
- ⑩ 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、仙台市において市税の滞納がないこと。
- ⑪ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。（当該申告の義務を有する団体に限る。）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

※１：この助成における「事業者」とは、上記の要件に加えて「事業収入を継続的に得ている団体」とします。

※２：この助成における「地域団体」とは、上記の要件に加えて次の要件を満たす団体とします。

- 地域内（地域は市内の概ね小・中学校区内または地区連合町内会の範囲内とします。）を主たる活動場所としていること
- 地域に関わる多様な主体（＝住民等）のために活動していること
- 本助成事業で実施する内容を住民等へ周知するためのネットワーク及び住民等との信頼関係を有していること

## （４）事業費の助成

### ■助成金額

事業の実施に必要な経費のうち、以下の助成対象経費に対し、**300万円**を上限として市の予算の範囲内において助成します。助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

## ■助成対象経費

| 対象経費費目   | 例                                                                                  | 助成率     |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 人件費      | 事業実施にあたり直接的に要する人件費（積算の根拠となる資料（これまでの実績や独自の単価表など）を添付してください。）                         | 10 分の 9 |
| 報償費      | 外部の講師等に支払う謝礼など（1 人あたりの謝礼の上限金額は原則として 19 ページの表のとおりとします。これを超える場合、その根拠となる資料を添付してください。） |         |
| 旅費       | 外部の講師等に支払う交通費・宿泊費、事業実施に必要な交通費など                                                    |         |
| 消耗品費     | 文房具、コピー用紙など（購入単価が 2 万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の物品は、消耗品費の対象となります。）                         |         |
| 印刷製本費    | パンフレット、冊子等の印刷費など                                                                   |         |
| 通信運搬費    | 切手代や宅配料など                                                                          |         |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機材等のレンタル料など                                                                  |         |
| 施設等の整備費※ | 事業実施に必要な施設等の改修費など                                                                  |         |
| 設備備品購入費※ | 購入単価が 2 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の物品の購入費                                                 |         |
| （その他）    | 上記の他、市長が適当と認める経費                                                                   |         |

※「施設等の整備費」及び「設備備品購入費」に係る助成金の額を合算した額は、助成金の総額の 2 分の 1 以内とします。また、経費の支出が当該事業の趣旨に合致するとともに、当該事業の実施のために真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限るものとします。

## ■対象とならない経費

事業と直接関係のない団体の管理・運営に関する人件費、団体内部の打ち合わせでの飲食費、被服費、その他申請事業に直接関わらない経費は対象となりません。

## （５）決定方法

有識者等による「地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業検討会」の審査を経て、市が助成候補事業を決定します（正式な助成事業決定は、令和 8 年 4 月 1 日に令和 8 年度予算が発効した際に行うものとします）。

審査にあたっては、提出された申請書類の内容について一次審査を行い、通過団体についてはプレゼンテーションによる最終審査を行います。



## ■事業審査基準

下記の基準で審査を行います。

| 審査項目    | 審査の視点                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------|
| 課題把握    | 的確に課題を把握し、地域課題の解決のための事業目的が明確に設定されているか                 |
| 協働の必要性  | 2 団体以上が協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか<br>団体間の役割分担や連携内容が妥当であるか |
| 事業効果    | 事業内容は地域課題の解決に十分寄与するものであるか                             |
| 実現性・計画性 | 具体的かつ実現可能な計画であるか<br>経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであるか        |
| 持続性・発展性 | 助成終了後も自立して継続していくための仕組みの構築が期待できる事業内容であるか               |

## ■予定事業数

市の予算の範囲内で決定します。

＜参考＞ 過年度採択実績（ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成）

令和 7 年度：1 事業 令和 6 年度：1 事業 令和 5 年度：2 事業

## ■その他

事業の決定にあたっては、条件を付す場合があります。

## 7 Q&A

|    |                                                                                                                                                         |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q1 | 同一団体が複数の事業申請を行うことは可能か。                                                                                                                                  |
| A1 | 事業の実現性などの点から1団体1事業までとなります。また、「課題調査検証助成」と「協働実践助成」の両方を申請するなど、2つ以上の助成を併願して申請することもできません。                                                                    |
| Q2 | 他の支援制度との併用は可能か。                                                                                                                                         |
| A2 | 国や県、民間の支援制度との併用は可能です（ただし、支援制度によっては交付条件等で制約のある場合がありますのでご確認ください）。一方で、本市が実施する他の助成制度等との併用はできません。他の支援制度や助成制度等の適用が望ましい事業については、当該制度の活用を検討いただく場合がありますのでご了承ください。 |
| Q3 | 「原則として、1年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として3年活動した後、NPO法人となり、法人設立から1年未満である。要件を満たしているか。                                                                |
| A3 | 法人格の有無にかかわらず、団体としての活動期間が1年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に1年以上活動されている実績が確認できる書類を提出してください。                                                                         |
| Q4 | 個人での事業申請はできないのか。                                                                                                                                        |
| A4 | 制度の趣旨や事業の実現性などの観点から、個人による申請は対象外としております。                                                                                                                 |
| Q5 | 事業期間は、助成候補事業となった事業を市が正式に助成事業として決定した日（令和8年4月1日予定）からとのことだが、助成候補事業として決定した日から助成事業決定日までの準備期間にかかった経費を、助成対象経費として計上することができるか。                                   |
| A5 | できません。対象経費は事業期間内（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に、実施・支払いが行われるものに限ります。                                                                                               |
| Q6 | ある地域における子供の居場所に関するニーズ調査を実施したいと考えているが、その後の活用方法については未定である。「課題調査検証助成」を活用することができるか。                                                                         |
| A6 | 調査結果等を活用して具体的な課題解決の取り組みを行うことが前提となります。この場合、例えば居場所の運営を試行的に実施する計画があることが前提となりますので、活用方法が未定の場合は助成の対象となりません。                                                   |
| Q7 | 「課題調査検証助成」から翌年度「協働実践助成」または「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」へ事業を継続して活用できるとのことだが、必ず「課題調査検証助成」から始めないといけないのか。                                                      |
| A7 | 必ずしも「課題調査検証助成」から始めていただく必要はありません。「課題調査検証助成」を経ずに、「協働実践助成」または「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」から申請することができます。ただし、この場合の事業期間は、募集要項に記載のとおり、最大2年まで（審査あり）の実施となります。      |
| Q8 | 「課題調査検証助成」の申請を考えているが、助成終了後は必ず「協働実践助成」を申請しなければならないのか。                                                                                                    |
| A8 | 必ずしも「協働実践助成」を活用いただく必要はありません。（「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」についても同様です）「協働実践助成」を使用せずに、申請団体の自己資金で取り組むことや、民間の支援制度、本市の他の助成制度等を活用して取り組みを継続していくことも考えられます。          |

## 7 Q&A

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q9  | 「協働実践助成」での申請を考えているが、異なる属性同士の協働が必要か。例えば NPO と NPO の協働の場合は対象外か。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| A9  | 強みや専門分野が異なり、相応の役割をもって互いを補い合える取り組みであれば、例示いただいたような同じ属性同士の協働でも構いません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| Q10 | 「協働実践助成」または「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」での申請を考えているが、協働する団体数は2団体より多くなってもよいか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| A10 | 構いません。2団体以上であれば可能ですので、例えば3団体、4団体での申請も可能です。ただし、すべての申請団体について必要書類を提出いただき、対象団体の要件を満たす必要があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| Q11 | 同一事業で、「協働実践助成」と「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」を連続して活用することはできるか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| A11 | できません。新規の場合は、翌年度に限り同一の助成の種類で継続が可能です（「協働実践助成」であれば、翌年度も「協働実践助成」）。この場合についても改めて申請をしていただき、審査を受ける必要があります。同一事業で「協働実践助成」と「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」の両方を活用することはできません。                                                                                                                                                                                                                     |
| Q12 | 「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」における「事業者」とは、企業だけを指すのか。例えば NPO 法人や社会福祉法人などは事業者となるのか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| A12 | 「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」における「事業者」とは、対象団体の要件を満たす団体であり、かつ事業収入を継続的に得ている団体を指します。これらの要件を満たす団体であれば、団体の形態は問わず、NPO 法人、社会福祉法人、一般社団法人や任意団体も対象となります。一方で、法人格を持つ団体であったとしても、これらの要件を満たさない場合は、「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」においては「事業者」とみなしません。                                                                                                                                                     |
| Q13 | 「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」における「地域団体」とは、町内会等だけを指すのか。例えば、ある小・中学校区域を主たる活動場所としている NPO 法人が、その地域の課題に解決に向けて、企業と一緒に「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」に取り組みたいと考える場合、この NPO 法人を「地域団体」とみなすことができるか。                                                                                                                                                                                                  |
| A13 | <p>「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」における「地域団体」とは、対象団体の要件を満たす団体であり、かつ次の要件を満たす団体を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内（地域は市内の概ね小・中学校区内または地区連合町内会の範囲内とします。）を主たる活動場所としていること</li> <li>・地域に関わる多様な主体（＝住民等）のために活動していること</li> <li>・本助成事業で実施する内容を住民等へ周知するためのネットワーク及び住民等との信頼関係を有していること</li> </ul> <p>これらの要件を満たすのであれば、町内会等だけでなく、幅広く「地域団体」とみなします。よって、NPO 法人であっても地域団体とみなすことは可能です。</p> |

## 7 Q&A

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q14 | 企業と町内会の組み合わせで申請しようと考えているが、必ず「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」に申請しなければいけないのか。                                                                                                                                                                                                 |
| A14 | 申請事業の内容等によって、「課題調査検証助成」や「協働実践助成」に申請することも可能です。各助成によって、対象事業の要件、助成金額や助成対象経費等に違いがありますので、適切な助成を選んで申請してください。どの助成への申請が適しているかについては、事前相談等でも相談に応じます。ただし、複数の助成を併願することはできませんのでご了承ください。                                                                                            |
| Q15 | 募集要項の随所に「地域」の記載があるが、この場合、「地域」の範囲はどの程度と考えているのか。                                                                                                                                                                                                                        |
| A15 | 「課題調査検証助成」または「協働実践助成」においては、仙台市内であれば実施する事業にあわせて設定いただいて構いません。例えば、仙台市全域を対象とする事業であれば仙台市全域が「地域」の範囲となりますし、1つの町内会を対象とする事業であればその町内会の範囲内が「地域」の範囲となります。<br>ただし、「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」においては、「地域」を「概ね市内の小・中学校区内または地区連合町内会の範囲内」としています。よって、例えば仙台市全域や青葉区全域を対象とするような事業は対象としていません。 |

参考資料 講師謝礼基準

(単位 円)

| 講 師 区 分   |               | 1 時間あたりの謝礼額 |
|-----------|---------------|-------------|
| 大 学       | 教 授           | 1 0, 0 0 0  |
|           | 准 教 授         | 8, 0 0 0    |
|           | 講 師 以 下 の 職   | 7, 0 0 0    |
| 民 間 企 業 等 | 役 員           | 1 0, 0 0 0  |
|           | 管 理 職         | 8, 0 0 0    |
|           | 監 督 職 以 下 の 職 | 7, 0 0 0    |
| 学 識 経 験 者 |               | 1 0, 0 0 0  |
| そ の 他     |               | 6, 0 0 0    |

備考

1. 研修時間に1時間未満の端数時間がある場合のうち、原則として30分以下のときは30分に切り上げ、30分を超えるときは1時間に切り上げる。なお、30分単位の額は、基準額の2分の1の額とする。
2. 計算上の謝礼額に千円未満の端数が生じる場合のうち、その端数が500円以上のときは千円に切り上げ、500円未満のときは切り捨てた額をもって謝礼額とする。

**参考資料**（3つの助成の主な違い）※詳細は本募集要項の記載内容をご確認ください。

|            | 課題調査検証助成                                                          | 協働実践助成                                       | ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成                              |
|------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 概要         | 課題解決の取り組みを始める前の段階への助成                                             | 複数の団体が協働して行う課題解決の取り組みへの助成                    | 事業者と地域団体が協働し民間事業の手法等を活用して行う取り組みへの助成                   |
| 助成額        | 上限 50 万円                                                          | 上限 150 万円                                    | 上限 300 万円                                             |
| 助成率・対象経費   | 事業に直接必要な経費に対して 9 割の助成                                             | 事業に直接必要な経費（施設整備費・備品購入費も対象）に対して 9 割の助成（一部を除く） | 事業に直接必要な経費（施設整備費・備品購入費も対象）に対して 9 割の助成（一部を除く）          |
| 事業期間       | 1 年度                                                              | 1 年度<br>※新規の場合は、翌年度に限り継続が可能。（審査あり）           | 1 年度<br>※新規の場合は、翌年度に限り継続が可能。（審査あり）                    |
| 対象となる団体    | 要件を満たす団体であれば幅広く対象<br>（例：町内会、NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人、企業、教育機関、その他任意団体） |                                              |                                                       |
| 申請団体の組み合わせ | 1 団体のみで申請可                                                        | 2 団体以上での申請が必要<br>（団体の組み合わせは自由）               | 2 団体以上での申請が必要<br>（事業者と地域団体での申請が必要）                    |
| 事業を行うフィールド | 市内全域～単位町内会レベルの小さな範囲まで幅広く対象                                        | 市内全域～単位町内会レベルの小さな範囲まで幅広く対象                   | 概ね小・中学校区または地区連合町内会の範囲内が対象（市内全域、区内全域で行われるような事業は対象としない） |